「大阪府居住安定確保計画（案）」に対する府民意見等と対応方針、府の考え方について

☆募集期間：令和８年９月１７日（木曜日）から令和８年１０月１９日（月曜日）まで

☆募集方法：電子申請、郵送、ファックス

☆募集結果：４名（団体を含む）から、延べ６件のご意見・ご提言をいただきました。

寄せられたご意見等についての大阪府の考え方は以下のとおりです。なお、ご意見等は、個人や団体を特定又は類推できる情報を除き、原則原文のまま掲載しています。

番号	ご意見等の内容	府の考え方
1	52p の１行目および 58p の５行目、「ユニバーサルデザインの導入など質の高い公的賃貸住宅の提供が、民間賃貸住宅の質の向上にもつながることが期待できます。」について、具体的な促進の方法として、新たな集合住宅を建築する際に建築者に対してその集合住宅の一定の割合の部屋をユニバーサルデザインが導入された部屋にする義務を課す施策を提案する。その割合については、障がい者等を含めた住宅確保要配慮者の数を調査して地域の実情も考慮し設定する。 58p の（２）障がい者世帯に関する施策として、バリアフリー、ユニバーサルデザインが整備されていない住宅を選択した際に、スロープ等の補助用具の購入、設置に対して補助金を出すことを提案する。そして、住宅を探している障がい者に対して選択肢の一つとしてその施策を紹介する。 P50～51（８）公的賃貸住宅の活用 障がい者の入所施設や精神科病院等からの地域移行が進められ、グループホームなどで、多くの障がい者が公営住宅に入居するならば、これらの住宅は多様な障害や特性を包括できる住宅環境が求められる。普段の生活はもちろんのこと、災害時などにおける避難にもそれが発揮されなければならない。 障がい者は避難の際に健常者に比べて大きな労力や危険が伴う。特に車いすを利用している重度障がい者等は、避難についての大きな不安を当事者や関係者は抱えている。避難行動時に、障がい者の避難が住居の構造により妨げられないよう考えられなければならない。 もし、停電等によりエレベーターなどの設備が動かなくなった時にも、それ以外の避難が可能になるように階段の構造を避難時にも対応できるものを考えて設計することやスロープなど移動を可能にするなどの必要な用具などをあらかじめ、住宅内に設置しておくなどの住民の避難についてしっかりと考えることが大切だと感じる。 また、建替事業等による用地活用方法については公共交通の充実（普段の生活のおいても必須であ	障がい者を含む住宅確保要配慮者が安心して居住できる住まいの確保に向け、ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した住宅の供給促進は重要な視点であると認識しています。 一方で、バリアフリー構造などが登録の基準となるサービス付き高齢者向け住宅等以外で新たな集合住宅を建築するに際し、一定割合の住戸にユニバーサルデザインの導入を義務付けることについては、住宅供給に与える影響、地域ごとの住宅事情、事業者の負担、既存制度との整合性を踏まえた検討が必要です。 また、バリアフリー・ユニバーサルデザインが整備されていない住宅を選択した場合の、スロープ等の補助用具の購入・設置費用を補助する施策については、既存の住宅改修に関する補助や福祉施策等との連携などを踏まえた検討が必要です。いただいたご意見については、担当部局とも共有しながら今後の施策検討の参考とさせていただきます。なお、具体的な施策の記載は最小限にとどめておりますので、原案通りとします。 また、障がい者の災害時の避難等への対応についても、重要な視点と認識しております。いただいたご意見については担当部局とも共有し、引き続き検討や取組を進めてまいります。

	るが）を図り、多くの要配慮者の移動を円滑にすることや近くに防災拠点を整備すること、空き室を被災した要配慮者の避難生活に活用することや公営住宅が避難計画、防災計画を立てるなど、防災関連についても今計画に付け加えることが必要だと思う。	
2	障がい者の暮らしを考えていくためにも、例えば堺市の東区や美原区の知的障がい者は、高等部になると羽曳野市の西浦支援学校に通学させられており、地域性を無視したものになっています。 障がい者が暮らしやい街づくりを考えるのであれば、生活圏の異なる地域への通学を見直してほしいです。 堺市の障がい者を堺市で育てるような府政をよろしくお願いいたします。	本計画は住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律及び高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき定める計画で、高齢者、障がい者等の住宅確保要配慮者の居住の安定に関して住宅施策を中心とした方針を示すものです。 いただいたご意見につきましては、担当部局へ共有いたします。
3	元号と西暦を併記し、府民にもわかるように提示してほしいです。	いただいたご意見を踏まえ、原則、西暦と和暦を併記するように修正いたします。
4	本計画では、外国人世帯について、特定技能外国人等の受入れの促進や永住者の増加、高齢外国人の増加等を背景として、住宅確保、相談、多言語対応、居住支援等を進めるとしています。また、外国人について「言語や文化・生活習慣等の違い」から生じる生活上のトラブルへの対応も掲げています。しかし、外国人の居住が今後長期的・構造的に増加するのであれば、単に「支援する側」の視点だけではなく、法令遵守、地域社会への影響、費用負担及び責任の所在についても明確にする必要があると考えます。第一に、「文化・生活習慣の違い」と、日本の法令、条例、賃貸借契約、地域の生活ルール等を遵守すべき問題をどのように区別しているのか明らかにしてください。文化的・民族的アイデンティティを尊重することと、日本の法秩序を遵守することは別問題です。仮に、特定の文化的・宗教的・民族的思想を理由として違法行為、暴力、犯罪、過激な組織活動等が正当化される場合、それを「文化の違い」として生活支援の問題として扱うのか、具体的な行為に基づき法執行・治安上の問題として扱うのか、府の基本的な考え方を示してください。第二に、外国人が日本の法律や地域ルールを十分に理解していないことによってトラブルや法令違反が発生する可能性について、本計画ではどのように評価しているのでしょうか。トラブル発生後の相談・通訳・紛争解決だけでなく、受入れ前の段階で、送出し機関、受入れ機関、雇用主等が日本の法令・契約・生活ルールについて十分な教育を行う仕組みと、その実施責任・費用負担を明確にすべきではないでしょうか。第三に、外国人の居住が特定地域に集中した場合、住宅需要だけでなく、学校、交通、道路、廃棄物、防災、公共空間、地域コミュニティ、宗教施設等にも影響が及ぶ可能性があります。宗教や民族そのものを問題視するのではなく、人口集中によって生じる具体的な地域環境への影響を、どのような指標によって把握・評価するのか示してください。また、外国人の受入れに伴う行政コストを大阪府・市町村だけが負担するのではなく、国、雇用主、受入れ機関等との適切な費用・責任分担をどのように考えているのか明らかにしてください。第四に、地方自治について質問します。外国人の受入れそのものは国の政策である一方、その結果として生じる住宅・福祉・防災等の行政需要は地方公共団体が直接担うことになります。もし国の外国人受入れ政策について、住民の権利・利益や地方自治との関係で憲法上の疑義が生	本計画は住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律及び高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき定める計画で、外国人も含む住宅確保要配慮者の居住の安定に関して住宅施策を中心とした方針を示すものです。そのため、原案どおりとします。

	じた場合、大阪府はそれを単なる国の既定方針として受け入れるのでしょうか。それとも、憲法 99 条の憲法尊重擁護義務及び地方自治の本旨を踏まえ、大阪府として独自に検討・検証し、必要に応じて国に制度の見直し等を求めるのでしょうか。その判断基準、庁内における検討手続及び責任主体を明らかにしてください。外国人の居住安定を図ること自体を否定するものではありません。しかし、受入れ政策によって生じる行政需要を地方が当然に引き受けるだけでは、国と地方の責任分担が曖昧になります。本計画では「支援」だけでなく、法令遵守、地域への影響、費用負担、責任主体、そして国の政策に対する地方自治体としての検証責任まで含めた制度設計を示すべきと考えます。	
5	「住まうビジョン・大阪（案）」では、「住まう人々・訪れる人々の多様な幸せを実現すること」を住宅・建築政策の使命とし、基本目標の一つとして「国内外から人々を惹きつける」ことを掲げています。また、「居住安定確保計画（案）」では、「特定技能外国人などの受入れの促進に伴い」として、外国人労働者の受入れ拡大を住宅政策上の背景として位置付けています。　しかし、この二つの考え方を同時に掲げるのであれば、外国人の受入れそのものが、その人々の「多様な幸せ」の実現につながる制度となっているのかについても検証が必要ではないでしょうか。　特に、技能実習制度については、米国務省の人身取引報告書等において、強制労働につながる脆弱性や、人身取引のリスクが繰り返し指摘されてきました。日本では技能実習制度を発展的に解消し、「育成就労制度」へ移行することとされていますが、外国人労働者の受入れ制度について国際的な人権上の問題が指摘されてきた事実は、住宅政策を考える上でも無視できないのではないでしょうか。もちろん、外国人を受け入れること自体を問題視するものではありません。また、外国人が安心して住宅を確保できるよう支援することと、外国人受入れ制度そのものを評価することは、本来別の問題です。　だからこそ、今回の計画において「国内外から人々を惹きつける」ことを政策目標とし、さらに「特定技能外国人などの受入れの促進」を住宅政策の前提として扱うのであれば、次の点を明らかにしていただきたいです。　①「国内外から人々を惹きつける」とは、単に住宅・都市環境の魅力を高めるという意味なのか、それとも外国人を含む人口・人材の流入そのものを政策目的としているのか。　②「特定技能外国人などの受入れの促進」は、国の制度変更によって大阪府内の外国人が増加することを単に予測したものなのか、それとも大阪府として受入れを促進する政策方針を示しているのか。　③後者である場合、外国人労働者の受入れ制度について、人権、労働環境、安全・防災、住宅、社会保障、行政サービス、財政負担等への影響を含めた総合的な政策評価を行ったのか。また、米国務省等による技能実習制度への人権上の指摘をどのように評価したのか。　④「住まう人々・訪れる人々の多様な幸せ」を住宅・建築政策の使命とするのであれば、受入れ後の住宅支援だけではなく、そもそもどのような制度によって人々を大阪へ呼び込むのか、その制度自体が当事者の人権や幸福を損なう可能性についても検証すべきではないか。　⑤さらに、SDGs の理念を踏襲するとしていることにつ	本計画（案）は、大阪府住生活審議会及び居住安定確保計画推進部会などで議論いただき、審議会からの答申を踏まえて改定案を作成しており、今後の住宅・建築政策がめざすべき基本目標や施策の方向性等を示す「住まうビジョン・大阪（案）」と整合を図りながら作成しています。また、本計画（案）及び「住まうビジョン・大阪（案）」は誰もが安心してくらすことができる住まい・まちの実現に向け、居住の安定に関して住宅施策を中心とした方針を示すもので外国人の受け入れ制度そのものに言及するものではありません。 このため、「特定技能外国人などの受入れの促進」などの記載は、国の制度や社会経済情勢の変化等を背景として、府内における住宅確保ニーズの増加が見込まれることを踏まえたものです。 本計画は、府内の住宅確保要配慮者の実態、令和７年に改正された住宅確保要配慮者の賃貸住宅の供給の促進に関する法律の内容、今後の人口動態等を踏まえ、住宅施策として必要な対応を整理したものであり、SDGs の理念についても、国の基本方針や府の関連計画との整合を図りながら策定するものです。

	いて、国際的な理念・目標を大阪府の具体的な政策へ反映する際に、日本国憲法及び国内法との整合性についてどのような検討を行ったのか。特に、外国人の受入れ・居住支援を拡大することによって生じる既存住民への影響や、行政サービス・住宅供給等との調整についても、政策形成段階で検討・説明されているのか。　「人々を惹きつけること」と「人々の幸せを実現すること」は、必ずしも同じではありません。外国人を含むすべての人を政策の対象とするのであれば、受入れ人数を増やすことだけを前提とするのではなく、その受入れが当事者、既存住民及び大阪社会全体にどのような結果をもたらすのかを検証し、その根拠を示した上で政策を進める必要があると考えます。　以上について、計画策定過程における検討内容、根拠資料及び評価方法を可能な限り明らかにしてください。またこれらの憲法上の検討を行ったのかも明らかにしてください。	
6	大阪府居住安定確保計画（案）に関する意見――居住サポート住宅の持続可能な運営と家賃低廉化の府内展開 当社は、【団体名】の参画団体として、高齢者の孤立予防と居住支援の接続に関心を持っている。当社は 2026 年 9 月 10 日に居住サポート住宅の実務研修を実施し、入居後の見守り・相談を継続できる運営と財源のあり方を重要な課題と考えている。以下、居住サポート住宅の入居者と支援の担い手の双方が、安心して制度を利用し続けられる観点から意見を述べる。 意見１入居後の居住支援を継続できる対価・財源の確保 対象箇所：第３「施策の推進について」１（３）居住サポート住宅、同（４）居住支援法人（計画案本文 43～46 頁）。 居住サポート住宅の供給を増やすには、入居契約件数や認定戸数だけでなく、入居後の安否確認、見守り、生活相談、福祉サービスへの接続を継続できる事業構造が必要である。入居は支援の終点ではなく、継続的な居住支援の起点である。計画案は、居住支援法人の財政的自立について「国に働きかけを行う」としている。しかし、国への働きかけと補助制度の周知だけでは、府内の現場が人員を確保し、継続的な支援に対する適正な対価を得られるとは限らない。府においても、市町村、居住支援協議会、居住支援法人、大家等と協議し、入居後の支援内容・所要費用・既存制度で賄える範囲を把握したうえで、入居者一人当たりの継続的な支援費や、市町村からの委託等を含む安定的な財源の仕組みを検討していただきたい。支援の必要度による負担差や既存の福祉給付との重複にも配慮し、モデル事業等で費用と効果を検証することを提案する。ICT による日常確認は業務負担を軽減する一手段となるが、未応答・異変時の確認、訪問、相談、関係機関への接続を代替するものではない。これらの役割分担と記録・連絡手順を整えることも、持続可能な運営に必要である。計画への追記を求める趣旨：国への働きかけに加え、府が市町村・居住支援協議会等とともに入居後支援の費用実態を把握し、継続的な対価の仕組みを検討・実証することを明記していただきたい。 意見２　家賃低廉化補助を府内市町村で使える制度にすること 対象箇所：第３「施策の推進について」１（２）セーフティネット住宅、同（３）居住サポート住宅、同（６）	居住サポート住宅は、高齢者等の住宅確保要配慮者が地域で安心して暮らし続けられるよう日常のサポートである見守り、安否確認、福祉サービスへのつなぎを行う住宅で、継続的な支援の提供が必要となる住宅です。また、こうした支援を安定的に提供するためには、支援内容に応じた適切な対価の確保や、事業の持続可能性に配慮した運営体制の構築が必要であるとのご指摘は、重要な視点であると考えています。住宅確保要配慮者の居住支援を担う居住支援法人等の持続可能な運営については、国の制度や補助事業の活用、市町村、居住支援協議会、関係団体等との連携を通じて検討していく必要があると考えており、国への要望活動等を通じて検討を進めているところです。一方で、本計画は府としての基本的な施策の方向性を示すものであり、個々の支援内容に応じた具体的な費用負担の仕組みや財源のあり方を直接定めるものではありませんので、原案どおりとし、ご提案いただいた内容については、今後の施策検討の参考とさせていただきます。 また、府内市町村における家賃低廉化補助の実施状況等については、市町村へのアンケート実施などを通じて把握をしており、市町村が導入の検討などを行うことができるよう、国による家賃低廉化の補助制度を市町村や市町村居住支援協議会を対象とした研修会において、制度の活用事例の紹介等を行っているところです。なお、本計画（案）においては P52 の地域の居住支援体制の整備に向けた各主体の役割に記載しているとおり、住宅セーフティネットの整備に当たっては、地域における住宅確保要配慮者の居住のニーズ等を的確に把握するため、地域の実情を最もよく把握している市町村の主体的な取組が重要であるため、大阪府はこうした市町村の主体的な取組への支援や関係者等の連携促進に向けた取組を進めることとしています。

	居住支援協議会。 　低額所得の住宅確保要配慮者が居住サポート住宅に入居し、住み続けるためには、支援体制と同時に家賃負担の軽減が重要である。国の家賃低廉化支援は、補助事業の負担割合が国２分の１・地方２分の１とされているが、国の制度が存在するだけで府内全域の対象者が利用できるわけではない。地方公共団体による制度の実施・予算化があって初めて地域で使える制度となる。　府において、市町村の住宅・福祉部局及び市町村居住支援協議会と協議し、家賃低廉化補助の実施状況、未実施の理由、財政・事務上の課題を把握していただきたい。そのうえで、国制度の活用方法や府内先行事例を共有し、市町村による制度創設・予算化を後押しすることを計画に明記していただきたい。必要に応じ、府による技術的支援や財政的な支援の在り方も検討していただきたい。 豊中市は 2026 年 10 月から、単身高齢世帯を対象とする居住サポート住宅家賃低廉化事業の開始を予定している。こうした府内の先行例について、対象者・大家・支援法人それぞれへの効果と課題を確認し、他市町村でも地域の実情に応じて導入を検討できるようにすることを求める。 　計画への追記を求める趣旨: 家賃低廉化補助を府内で利用可能にするため、府が市町村・居住支援協議会と実施状況と課題を協議し、制度導入・予算化を支援する方針を明記していただきたい。	